

経営所得安定対策だより

平成23年 1月28日

第10号

岐阜農政事務所



本年もよろしくお願いたします。
今回は、来年度の収入減少補てん交付金の手続きなどについてお知らせいたします。

<目次>

1. 来年度の水田経営所得安定対策について
2. 成績払の交付申請期限のお知らせ
3. 米を直接販売している方へ【平成22年産収入減少補てん交付金】
4. 平成22年産収入減少補てん交付金については、米戸別所得補償モデル事業との調整を行います
5. 対策加入者の方々への重要なお知らせ



1. 来年度の水田経営所得安定対策について

来年度（平成23年4月から）の水田経営所得安定対策については、戸別所得補償制度の本格実施に伴い、生産条件不利補正交付金（ゲタ）は畑作物の所得補償交付金に移行します。

本対策のうち収入減少補てん交付金（ナラシ）については、存続します。

このため、スケジュールは、以下のとおりとなりますので、御注意下さい。

【平成23年産水田経営所得安定対策の加入申請期間】

平成23年4月1日～6月30日まで

- * 収入減少補てん交付金（ナラシ）のみとなります。
（手続きの詳細については次号にてお知らせする予定です。）
- * 農業者戸別所得補償制度も同様に6月30日までとなっています。

【平成22年産収入減少補てん交付金 交付申請期間】

平成23年4月1日～5月2日まで

2. 成績払の交付申請期限のお知らせ

☆早めに交付申請手続きをお済ませください。



平成22年産の成績払を受けるためには、**平成23年3月7日(月)までに**交付申請を行って下さい。

農産物検査が間に合わない大豆がある場合は、別途の手続き※により、交付申請を行う必要がありますので、最寄りの農政事務所やJA等に御相談下さい。(経営所得安定対策だより第9号にも掲載しました。)

期日までに成績払交付金の交付申請を行わない場合は、交付金がお受け取りいただけなくなりますので、早めの準備をお願いいたします。

※「5. 対策加入者の方々への重要なお知らせ」をご覧ください。

3. 米を直接販売している方へ

【平成22年産収入減少補てん交付金】

米を直接販売されている方で、平成23年4月に収入減少補てん交付金(22年産)の交付申請を行う方は、販売伝票等とともに直接販売した米穀の数量報告書(参考様式第8号)を提出していただくことになっていますが、作成する際には以下の点を注意の上、御記入ください。

② 1行毎に括弧内の精米販売数量に1.1をかけて玄米数量を算出

① 括弧内に精米販売数量を記入

参考様式第8号

直接販売した米穀の数量報告書

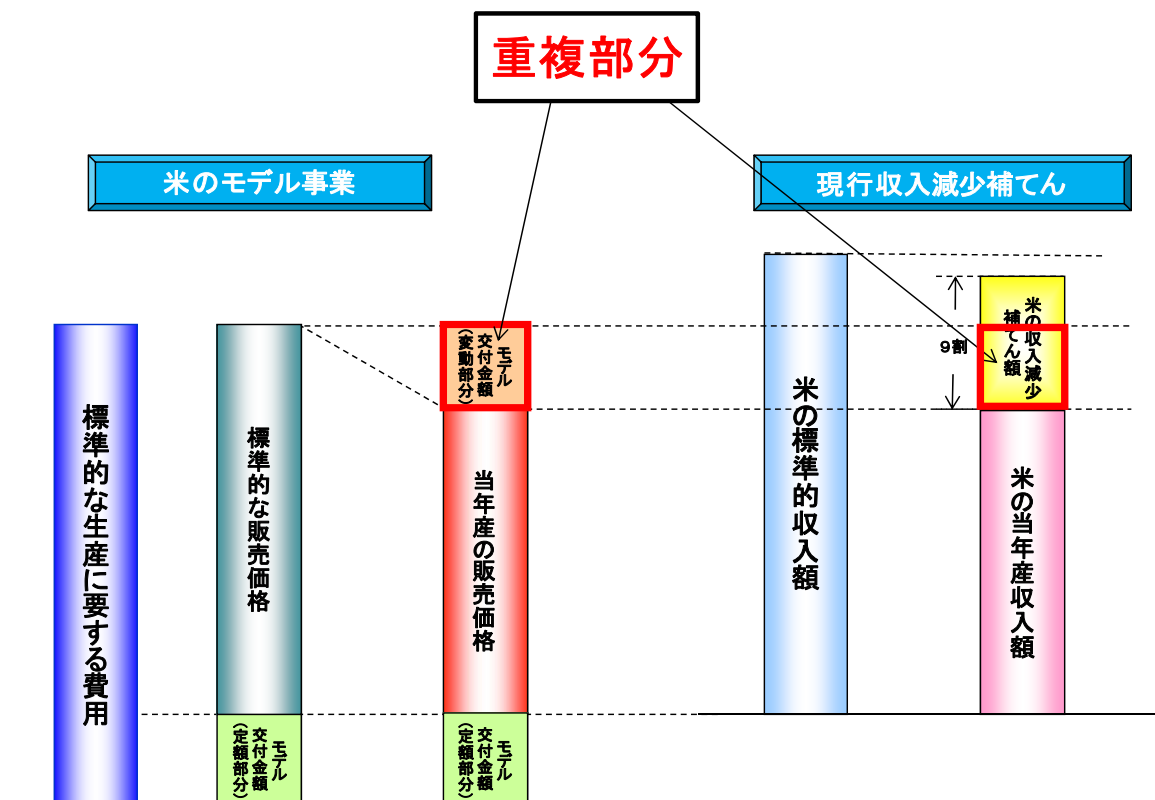
販売の相手先	銘柄名	販売(予定)年月日	個数	販売対象数量(kg)	
A氏	22年産〇〇県産〇〇〇〇 精米13kg	平成22年10月5日	1	14	(13)
B商店	22年産〇〇県産〇〇〇〇 精米7kg	平成22年10月5日	4	31	(28)
C氏	22年産〇〇県産〇〇〇〇 精米15kg	平成22年10月5日	1	17	(15)
D商店	22年産〇〇県産〇〇〇〇 精米5kg	平成22年10月5日	16	88	(80)
A氏	22年産〇〇県産〇〇〇〇 精米12kg	平成22年11月25日	1	13	(12)
B商店	22年産〇〇県産〇〇〇〇 精米15kg	平成22年11月25日	1	17	(15)
B商店	22年産〇〇県産〇〇〇〇 玄米10kg	平成22年11月25日	5	50	()
D商店	22年産〇〇県産〇〇〇〇 精米15kg	平成22年11月25日	1	17	(15)
A氏	22年産〇〇県産〇〇〇〇 精米5kg	平成22年11月25日	6	33	(30)
C氏	22年産〇〇県産〇〇〇〇 精米5kg	平成22年12月20日	5	28	(25)
合計				308	

③ 玄米で販売した数量と1行毎に算出した玄米数量を合計

4. 平成22年産収入減少補てん交付金については、米戸別所得補償モデル事業との調整を行います

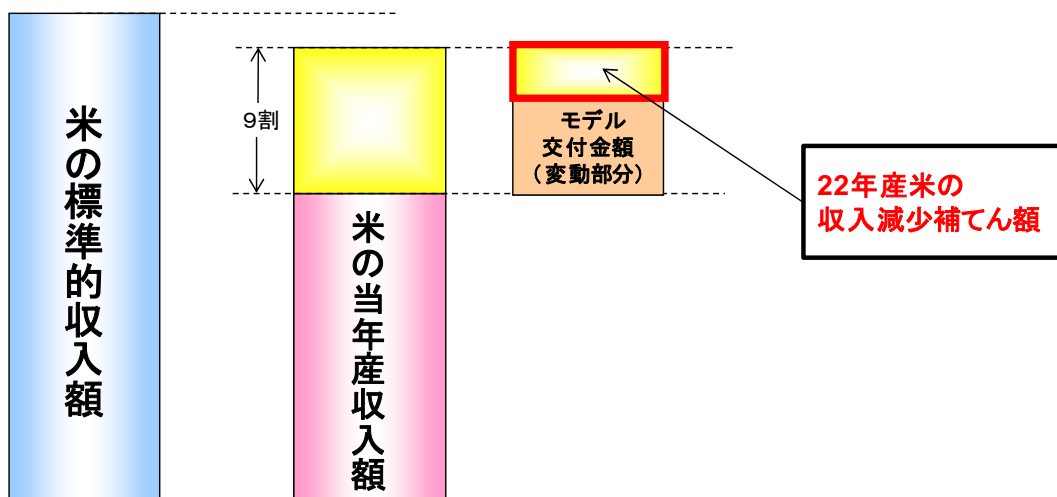
平成22年産米については、米戸別所得補償モデル事業と収入減少影響緩和対策(収入減少補てん交付金)が同時に実施されますが、**米のモデル事業において変動部分の補てんが行われ、収入減少補てん交付金でも米について補てんが行われる場合には、両制度の補てんの内容が重複しないよう調整する必要があります。**

このため、平成23年度(平成23年5月以降)に収入減少補てん交付金を支払うに当たっては、米の補てん額を計算する際に、米のモデル事業における変動部分の交付金額を控除することとしています。



22年産米の収入減少補てん額

$$= (\text{米の標準的収入額} - \text{米の当年産収入額}) \times 0.9 - \text{モデル交付金額(変動部分)}$$



5. 対策加入者の方々への重要なお知らせ

平成22年産大豆の成績払の交付申請における注意点

平成22年産大豆の農産物検査が3月7日（月）に間に合わない場合は、

- ・ 交付申請期限（3月7日）までにJA等への持込数量又は持込予定数量を記入した交付申請書を提出
- ・ 3月31日までに農産物検査を受検（3月31日を過ぎた受検は交付金の対象にはなりません）
- ・ 受検後の品質区分別生産量を記入した実績報告書を4月5日（火）までに提出

といった対応で交付金を受け取ることができます。

期日までに書類を提出されないと交付金がお受け取りいただけなくなりますのでご注意ください。

平成23年4月から農業者戸別所得補償制度が本格実施されます

この対策は、

- ①畑作物の所得補償交付金（水田作及び畑作の麦、大豆、そば、なたねへの助成）
- ②水田活用の所得補償交付金（水田作の麦、大豆、飼料作物、米粉用・飼料用・加工用米等への助成）
- ③米の所得補償交付金（米の生産数量目標に従って生産を行った販売農家・集落営農への1.5万円/10aの助成）
- ④米価変動補てん交付金（当年産の販売価格と標準的な販売価格との差額を補てん）

の4つの交付金により実施されます。

さらに、

- ・ 品質加算（畑作物について数量払の交付単価を品質に応じて増減）
 - ・ 規模拡大加算（農地利用集積円滑化事業により、面的集積（連担化）した場合、利用権設定した面積に2万円/10aを交付）
 - ・ 再生利用加算（畑（水田を畑転換した場合を含む）の耕作放棄地を解消し、麦、大豆、そば、なたねを作付けた場合に、一定額（2～3万円/10a）を最長5年間交付）
 - ・ 集落営農の法人化加算（平成23年4月1日以降に集落営農が法人化した場合、40万円を定額で交付）
- が措置されます。


詳しくは、東海農政局ホームページ中の「戸別所得補償制度」をご覧ください。

6次産業化の推進に関するワンストップ総合受付窓口について

東海農政局では、「ワンストップ窓口」を設置し、農林漁業者の皆様が、新たに加工や販売、輸出などに取り組むための様々なサポートを行っています。

6次産業化にチャレンジするための「新たなビジネス計画」「補助事業」「資金の融資」など、当事者が一貫して皆様のサポートをします。

新しい事業をお考えの方はお気軽にお問い合わせください。

ワンストップ窓口  052-746-1215 食品課まで

農政事務所または、お近くの地域課へお問い合わせください

東海農政局 岐阜農政事務所 農政推進課	岐阜市中鶉2-26 (管轄区域：県下全域)	TEL 058-271-4044
東海農政局 岐阜農政事務所 地域第一課	大垣市笠縫町509-7 (管轄区域：西濃地域)	TEL 0584-73-4351
東海農政局 岐阜農政事務所 地域第二課	高山市上岡本町7-479 (管轄区域：飛騨地域)	TEL 0577-32-1155
東海農政局 岐阜農政事務所 地域第三課	中津川市茄子川1646-20 (管轄区域：中濃・東濃地域)	TEL 0573-68-3838